

厚生常任委員会

平成15年3月13日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
総務部長	植村 哲男	収入役	中野 秀樹
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
同 係 長	中原 潤		
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
同 係 長	増井 明美	環境対策課長	清水 孝悦
同課長補佐	西川 肇	同課長補佐	栗本 公生
住民課長	西谷 桂子	同 係 長	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、喜多委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、3月議会付託議案についてであります、まず、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

住民課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員 住民票を今年から郵便局でもらえるようになるという説明がありましたが、その手数料はその内から郵便局へ払わなければいけないのか。

住民課長 手数料に関しましては1件当たり300円と住民の方は一緒なのですが、取り扱いに関しまして郵便局の方に取扱手数料といたしまして、1件当たり168円かかってまいります。その費用が町の経費としてかかってきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号 斑鳩町 手数料条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 (議案書朗読、補正予算書により説明)
課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、要旨の説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 健康保険被保険者の医療費自己負担3割等の患者負担増の凍結・見直しを国に求める意見書を提出することに関する陳情についてを議題といたします。

この陳情書について、事務局長より朗読をさせていただきます。

事務局長 （ 陳情書朗読 ）

委員長 朗読が終わりました。この陳情書の取り扱いについて、委員皆さんよりご意見等を賜りたいと思います。

喜多委員 この陳情書の中に長引く不景気ということがありまして、失業率が

高くなっている。これは事実であるというふうを受け止めております。それで理由はいろいろとあると思いますが、近年国保の加入者が増加したという形跡はございますか。

健康推進
課長 最近は、リストラとかそういう関係での国保への加入者は増えてい
ます。

喜多委員 増えているだろうと思うのですが、ここ数年に財政逼迫するほど目
に見えて急激に比率が高くなったという実感を持っておられるのかど
うか。

健康推進
課長 転入転出等の加入脱退等は通常の状態ではありますが、若干リストラ
等の関係での加入者は増えています。その増えたことよっての財政
圧迫ということではなく、医療費の増が年々上昇していつているのが財
政圧迫の原因だと考えています。

喜多委員 時代に沿って増減というものはありうると思うのですが、陳情書に
書かれているように急激に増えてきた形跡ではないと。現在負担して
いこうという案は、既に国保の場合は、皆さんも家族の方々は負担し
ておられるわけですから、実情として肩を並べていただきたいという
ような気持ちがありますので、あまりこういうことでの陳情について
は疑問を持っています。

委員長 他の方のご意見も伺いたいと思います。
暫時休憩します。（午前9時25分）

委員長 再開いたします。（午前9時41分）
本件については、ただ今休憩中にとりまとめについて協議をいたし
ました結果、意見書を提出することにつきまして委員会としてまとめ
ることができませんでした。そういうことで意見書の提出については

見送るといふことにいたします。

次に、請願第1号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書についてを議題といたします。

まず、この請願書について、事務局長より朗読をしていただきます。

事務局長 (請願書朗読)

委員長 以上の通りであります。続きまして、請願趣旨について、本請願書の紹介議員であります西谷副委員長から、説明を求めたいと思います。

西谷委員 請願の趣旨を説明してもらう前に、紹介議員として申し上げたいと思います。私はこれまで住民皆様のごみ問題に関することについて平成13年6月議会と平成14年6月と12月議会の3回一般質問で取り上げてきました。この経緯からこの度の請願書の紹介議員に住民の方から依頼されましたが、選挙前でもあり念のために奈良県選挙管理委員会に問い合わせをし、公職選挙法には抵触しないという確認をした上で紹介議員を引き受けました。ところが住民の皆さんに署名をお願いする中で、住民の方がこの請願書は選挙前の事前運動で公職選挙法に違反していると現職の議員が言っていた。私はどなたか来ておられるのかとお尋ねして、来られた現職の議員や候補者の行為こそが告示前の選挙活動に当たり、これこそが公職選挙法に違反する行為なのですという説明をいたしまして、請願の内容を理解してもらいまして、署名活動をいたしました。

町は平成12年10月にごみの有料化に踏み切りましたが、ごみ分別をする住民は不合理を感じ、議会に改善を求める請願書は公職選挙法違反ではない。請願権は住民に与えられた当然の権利であり、ましてや現職の議員が住民の権利を踏みにじむような行為や発言は慎んでいただきたいということを申し上げまして、請願の趣旨をしたいと思います。

実際に住民の方は受益者負担の原則を住民から受け入れて、町の指

定ごみ袋に分別収集が行われていますが、4種類の指定ごみ袋の内、ペットボトル、空き缶、空き瓶の指定袋だけが無料となっているが、結局請願にも書かれているように、それぞれ自由に家庭に応じてごみ袋も今より安い価格で、それと品質の改善を求めるとともに、折角住民が苦勞して分別したごみは、町が言っている「地球環境に優しい」という趣旨に則って住民がそれぞれの努力をされているわけですから、地球環境にやさしい方法で町もごみの最終処分まで責任をもって処理してほしい。それがこの請願の趣旨の内容です。

委員長

以上で説明は終わりました。

これより、請願第1号に対する質疑に入ります。

紹介議員並びに当局に対し、ご意見、ご質疑がありましたらお受けいたします。

これについては担当課の方から資料が出ていますので、資料の説明を求めたいと思います。

環境対策
課長

(別紙1の説明)

委員長

質疑、意見をお伺いいたします。

喜多委員

公職選挙法に抵触するかしらないかというのを県の選管に聞いて配布したと、請願の署名を集めるのに選挙違反になることはないと思うのですが、私もこれをもらったのですが、紹介議員が先に書いてあります。普通、住民の皆さんがそういうふうに町に請願しようとしたら、住民が署名を集めて、議会の中でだれに紹介議員になってもらおうかとして、その議員ができないと言ったら仕方ないですが、最初から西谷さんの名前が書いていた。最初から書いてある請願書の署名運動は見たことがないですから、これが私の感想です。

それから、ごみ袋の買い求めやすい価格に均等化ということは全部

するのですか。一律で有料化しなさいということですか。

西谷委員 基本的に受益者負担ということの中では、少なくともこれと矛盾するという部分もありますし、できるだけ住民に負担をかけないということの中では行政は精一杯の税金を使う側からして努力している。その中では今回一般質問の中でありましたように、競争入札が行われなかったりとか、住民の方々がごみの分別等について努力されているわけですから、そういう努力に報いるために行政が努力をして、それで浮いた経費については住民に還元すると、そういう方法が私は必要ではないかなということの中で、袋を均等化して値段を下げるという考え方を示しています。

喜多委員 紹介議員がそこまでいうのかどうかというのはあるのですが、ただ45円、65円、タダ、タダという単純に、元々ごみの有料化になる前段階の値段は20円くらいだったのですが、少なくとも検討する中では20円前後くらいだったらどうなのかなという感じはします。基本にあるのは実際住民の協力なくしてはできないわけですから、住民の協力を得られる。住民が努力された分については少なくとも目に見える形で行政が住民に返していくという形の方が、結果としてごみ問題については住民の意識もひいてはごみ行政をやっていく中で長期的に見ればプラスになると思っています。

喜多委員 私も主婦ですから、あちこちからいろんなごみ問題とか、指摘されているごみ袋のことも言われます。有料化になったからと言って、前の方がよかったとかそういう声ではなく、有料化したのだからもう少し丈夫なのを作ってというのは聞きました。それで前回の委員会でもその話をしたと思うのですが、一番最初のは裂ける、それが改良されて今度は薄くなって伸びる。だから使う側としては、精一杯入れて出したいですから、丈夫なものを作ってくださいという要望は申し上げました。そしたらもう既に町では対応されておって、委員会にも

出されて我々も見せていただきました。あれが今後4月1日からどう言う形で配布されるのか、在庫もあるということだったので全町には行き届かないかもしれません。ですからこの委員会で指摘すれば関係当局は精一杯努力して改良していこうという姿勢はやはり評価すべきだと思うのです。

あえて西谷さんに言えば、この委員会に居るのだから何も請願を出さなくてもこの委員会で言った方がいいのではないかというのが私の感想ですけれど。だから均等化するというのは平均どのくらいの値段だったらいいのか。ただに越したことはないけれど、ただに越したことはないですが、そういった負担ということにたいし、不公平とかそういうものじゃなくて、本人もおっしゃっているけれど受益者負担、価格設定されたときは大分審議されておりました、それも既に私たちも説明を聞きましたので、ですからその価格に決まっていたということは皆さんご承知だと思います。ですからごみ問題は当然環境問題に直結しますし、あえてこの時期に請願をされたという意図が理解しにくい。これは私の私見です。

木田委員 私はこの焼却場の地元ということで、議員をさせてもらっていますが、町が収集するのが当たり前だとそういう考えで町民が居られたら大きな間違いだと思う。というのは今までにも座り込みをされているそういう実例もあるわけです。それを町が何とかして努力して改善を今まで進めてきておられます。やはり有料化という基本となるのはそういうごみの減量化がなければ、その焼却場自体も長持ちしない。そうしてそれに対して受益者負担をしてもらわないといかんということにあるのと違うのかなと。やはり地元の協力があつてこそ、それこそ地元が反対されたらどうもできないことです。やっぱり価格としては決められた当時のもので適当だということで、議論してこうなったわけです。それを今更持ち出してきてこうしたらいいのではないかというような形で持ってこられるという自体も、その当時も議員しておられたのですから、今回委員に所属されたときにも出してきていただい

た方がよかったのではないかと。

それと焼却場は県のごみの広域化がならない以上は、又は市政が引かれるのかなのか解りませんが、当分の間今ある施設を使わないと行けないということで、それについては地元の住民に協力をいただいておりますということで、町もそれは計り知れないほど努力してもらっている。だからこれはあくまでも町民の方の意識というか、町はごみを収集してくれるからそれでごみの袋は高いという考え方だったら、その趣旨としてのごみの減量化をしていただいで、30リットル、20リットルの袋もありますので、何も45リットルではなしにもっともっと減量していただきたい。私も買い物した際にはペットボトルなどは買った店に持っています。自分も努力しているし、地元としても努力してくれている。そういう努力をみんながやればもっと減量化になると思う。今この状態では大分減ったと言われてはいますが、また増えてくるようになるのと違うかという懸念をしています。仮に価格を平均化というようなことになったら、ごみの減量化という根底が崩れていくような気がする。だからそういう点についても住民の方にも努力してもらい、我々も努力し、理事者も努力して、ごみの減量化を進めてもらいたいと思う。

委員長

今お二人のご意見を聞く中で、私も考えておりましたが、後段のごみ袋の品質の改善を求めるといふ願意の中にあるわけですが、この件につきましては以前から一般質問でもこの問題を取り上げられた議員さんもおられますし、委員会の中でもこの点については取り上げて意見を言ってきた中で町は改善に向けて努力をするということは既に約束いただいで、前回の委員会で改善されたものを既に環境保全委員さんにもお試しをいただいた結果、調査もされた上で15年度からはその袋で行くというふうな形で既に品質の改善については終わっている問題であるかなと、私自身も委員会としてこれまでいろいろ要望してきた中ではこの件については請願の願意の中のこの分については決着している問題ではないかなと考えていたわけですが、今それぞれ

委員さんの意見を聞いても、そのようなこれまでの結果についてご発言いただいているように思うのですが、後この請願の内容について他にご意見がございましたら。

中西委員　なぜ有料化したかというのは、ごみ袋に対して住民の方にコスト面を意識していただいて、そのごみの減量、また再資源化というのを認識してもらいたいというのがあります。ですから今の金額的なものを見直すということについては、今の価格で妥当なものだと思います。それと、ペットボトルや資源物の関係のごみ袋も有料にして均等にとるという意見もありましたが、この再資源の袋については、私の家もその袋は全然使っていません。というのは、へ持っていけばペットボトルはいけます。近くにそういう拠点回収の施設等があれば近くの方はそういう形で処理できますが、その施設やスーパーが近くにないという方もおられますので、そういう方にとっては袋は必要ではないかと思う。それと金額を均等にした場合、拠点回収されている場所に持っていけば無料ですね。資源物の袋を有料にすれば、その袋を買う人だけが今度有料になってきますので、その辺はどうかなという考えを持っています。その中で2400ほどの署名も出ていますので、その辺も踏まえて再度有料化した理由を住民の方に解っていただけるように、もう一回ピーアールしてもらおう方法を取ってみたいと思います。

西谷委員　私は議会が一旦議決しても、住民の中でいろんな声があれば、その声を代弁して議会に反映させるのが、住民の代表である我々議員の役目だと思いますから、決して一旦決まったからそれがずっと決まったことを守らなければならないということはない。実際にやった中で変わってくれば、住民の声に応じて変えていくのが行政だし、そういう声を反映させるのが議会、桜井市では実際ごみ袋についてはようようシンプルな形になったのですと、本当に普通のごみ袋になってますが、これについても3回ほど住民の方に声を聞きながら最終的には一番シ

ンプルな形に決まったのですとおっしゃっていましたが、住民にいろいろ試してみて、その声を反映させながら、改良改良して最終的にこういう形になったと、そういうプロセスが大事だと思うし、それが行政の姿勢ではないかなと思う。その中で受益者負担というのは、当然私自身も当時から必要と言っているのですが、受益者負担をする中で今ある金額が果たして正当な金額かどうか疑問があるわけです。その中で請願の審査の結論を出す前に、町の実態を私自身疑問に思っている部分がありますので、その辺の部分をもう少し説明させて、行政の回答を聞いておきたいです。

町 長

これは、高安、幸前、高安睦、高安団地の関係でございます。昭和57年に焼却場が作られた。その時に10年を撤去として再交渉をするということなのです、問題は。その中で平成4年私は交渉に行きました。頭から煙突を撤去してくれという話です。その時におっしゃったのは議員さんは誰も来ませんと、10年間と言った人でも誰も来ないと、それほど無責任なんですかと。それで私はこの場所は1つの場所としてもう一度再考するのだったら、どこか場所を移せるところがあるかということの妥協点を得ながら、渋々印を押していただいて平成4年を迎えたのです。そして10年の間に何とかこのごみの問題だけはしないといけないということで、この廃棄物及び減量の適正処理に関する委員会を設置したのです。その時地元の自治会長の山崎さんが来られてこんなことをやってもあかんでということで話が進まなかった。その時に委員長であるゴセさんという先生が座長をしていただいて、いろいろ検討をしてきたのです。我々はごみを出す代わりにごみを焼却してもらえるその場所の関係等については最低努力をしている。以前からごみ袋の関係等については週2回、年回90何回ということで100枚を無料にしようということでやってきたのです。その時委員会でもごみに対する有料化はできないけれども、袋に対しての有料化は何とか考えていかなければいかんということも提案してきたのです。その時に紹介議員の西谷議員は質問の中で5人家族でも

2人家族でも無料袋は 我々はできる限り袋を使わない。
週2回の回収でも袋を1回使うのか、あるいは2週で1回使うのかそういう努力をしてくれと。その時に45リットルだけではいけないので、大・中というのを設けていたのです。そういう経過がございます。その時斑鳩町廃棄物及び減量の適正処理という特別委員会を作っていたので、そのまとめをしていただき、委員会にかけて、45リットルなら45円とそういうことで皆さん方妥協されたと思います。それは中西委員がおっしゃったようにごみ袋をできるだけ使わない。岡本あたりでは無料のごみ袋だけで、1枚も使っていないのですよ。全部自分のコンポストとかいろんな形で生ごみを処理している。その代わりにコンポストの助成もEMぼかしの関係も、生ゴミ処理の電気製品の関係等についても町が2万円補助しているという形で、初年度50台だったものが、80台になったのですよ。これは皆さん方努力していただいているのです。

平成12年3月議会議案第33号斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例については賛成多数で可決です。私は西谷議員がおっしゃる45円が高いとか安いとかでなく、ごみ袋を買わないようにしてほしいという提案をしているのです。だから週2回にするとか、30リットルの袋にするとか、20リットルの袋にするとか。私は職員と一緒にごみ収集に行きました。その時に第一地所のところでごみ袋を半分に切ってそれを縫って出しておられる方もおられました。町民はそこまでしてでもごみを減量しようという努力、町民も考えていますよ。町行政が本当に真剣にやったら町民はついてきますよ。買い物に行っても生活学級とか婦人会の方々はマイ袋を持って行かれるのです。ペットボトルも自分の所で収集したら収集するところの拠点へ持って行かれる方もあるし、みんながそういう努力をしてくれ。私は何も45円の袋であろうが、30円であろうが、20円であろうが、できるだけごみ袋を使わない。減らそうという努力をいただかないと、喜多委員がおっしゃったようにいずれ30円や20円に変えたら必ずごみは増えますよ。それを何とか減らそうというピー

アールをしているわけです。西谷委員がいうように広報でもたくさんピーアールをしているのです。だから仮にそういうことがあったら、西谷委員が現実にそういう話をしてやらないと。桜井へ行かれたということですが、桜井は斑鳩と協定しているのです。苦労されているのです。私の方は地元でダイオキシンの問題を言われるから、斑鳩は高安でも健康診断までしたのです。そういう中でこのごみ袋等についてはダイオキシンも出ないような、普通で入札したら安い単価で行けるかもしれませんが、うちは10何円ということで、それだけの研究をして、担当職員も検討しながら他町村のことも十分考えながら斑鳩町の出てくるごみについては努力しながらごみを減らしていこうという基本があるのです。

忘れてもらっては困るのは、高安・幸前・高安睦のあの煙突の関係等については10年撤去含んでの再交渉ということ十分に考えていかなければなりません。それを町民の方々に知っていただかないと、何かなしにごみは勝手に収集してしまうということでは済まないと思う。痛みをみんなが知ってもらわないと、現場を私は見てほしいと思う。そういう努力を十二分に理解いただいて、何も45円が高い安いじゃなしに、ごみ袋を減らそうということ、ごみ袋を使わない努力をしようということだと思います。

西谷委員　　まず焼却場の問題、それは焼却場の問題として対応しなければならない分です。それと請願の指定ごみ袋、これは別個の問題なのです。少なくともごみを減量化するというのは、私自身も当然していかなあかんし、それには努力しなければあかんし、行政も努力しなければいけない。その中で実際に減量していく中では、住民も努力せんあかんし、行政もそしたら少なくとも住民に負担をかけないということの中で、例えばごみ袋1つにしてもそれだけ努力されたのですかという部分が素朴な疑問なのです。桜井市においてもちゃんと入札はされています。川西町においてもそうだし。そういう中で単価も斑鳩町の2分の1以下になっています。川西町は1枚5円という形でされている。

今は町長は少なくとも日本クリーンバックですか、斑鳩町がされている業者の特許を取られたという・・・、それは斑鳩町が随契でやっているごみ袋というのは本当にダイオキシンが出ないような袋で特許を持っていて、その1社しか持っていないから斑鳩町は随契という形にされたのか。

環境対策
課長 おっしゃるとおりです。

西谷委員 そういうことを言われているけれど、データとして具体的にこれを使うことによってどれだけのダイオキシンの数値が下がったかというのは出ていないでしょう。

助 役 これは西谷委員の随契に対する質問なのですが、何か問題があるのではないかということですが、そうではないのです。町といたしましても、当時今使っている水酸化アルミニウムを含有したもの、そして特殊酸化鉄の含有したもの、また人工ゼオライトの含有したもの、消石灰系複合物を含有したもの、これらの袋を十分検討する中で4品目言いましたが、そういう検討をする中でやはり先ほど町長のおっしゃいました地元に対してのいろんな問題、ダイオキシンを含めて住民対策の問題、地元のできるだけ要望に対して緩和していくということに対する対応としては、やはり今使用しています水酸化アルミニウムが含有した袋が一番望ましいということを町としては決定しました。この袋は特許を持っております。そして特許を持っているということはその業者しかできない製品ですから、当然これ以上まけられないところまでたたいて、そして購入しているわけです。そういうことが随契で契約した成果も出ているのではないかと考えているところです。

西谷委員 助役が言われるように、ダイオキシン対策で地元に対してダイオキ

シンをできるだけ少なくするという契約の中で、ビニール袋を決めたと言われるのですが、そしたら具体的にダイオキシンを少なくするという中でデータとして出せるのですか。僕が素朴に思ったのは、例えばそれだけダイオキシンを出さない袋だったら、今これだけダイオキシン対策をやかましく言われている中では、当然他の自治体であっても採用されてなければあかんのと違うのかと。先日一般質問では斑鳩町だけやという答弁だったものですから、それならなんでかと。実際他の町村についてはなぜそれが配布されないのだろうと素朴に思うわけです。少なくとも町の今の単価12円ということに対して、片方では通常5円くらいでゴミ袋は納入されているということの中で、随契であるということについて非常に疑問に思うわけです。

助 役

ご指摘のこの水酸化アルミニウムの含有した袋の使用は斑鳩町だけです。他の県では多くあるわけです。ただ奈良県でも指定ゴミ袋以外には、自治会の清掃等に使用する袋として、生駒市、香芝市、三郷町、川西町が採用しているという状況でございます。先ほど言われましたように、そうすればこの水酸化アルミニウムの含有した袋と他の袋のダイオキシンの排水量等における比較の資料はございますが、この袋を利用して衛生処理場で処理したときの煙突から出るダイオキシン量、これは分からない。この袋だけでなしに他の物質も入っていますから、当然その中にはダイオキシンが出るものもありますので、高くなる場合もあります。

ただ町といたしましては、これまでご存じのように排ガス対策をした中では、10年・11年で焼却炉の改修をいたしました。そしてその時には25ナノグラム、また10ナノグラム、19ナノグラムというような数字が出ていましたが、この改修後13年度の測定では、5月0.0057、8月0.0099、11月0.0046、2月0.038という測定結果です。14年度は5月は0.02、8月は0.34、11月は0.1となっているわけです。測定場所は同じ場所で測定しております。先ほど言ったようにごみの中の物質の種類によっ

ては相当変わる場合もございますが、ダイオキシンの排出量は相当な削減結果が出ています。

何れにいたしましてもやはり周辺住民の環境を十分配慮した形で、先ほど町長がおっしゃいましたように10年を境に再交渉をする中では、住民に納得していただけるような町は努力していくということでございます。そこらの点については十分ご理解願いたいと思います。

委員長

一旦休憩をとりたいと思います。

暫時休憩します。(10時32分)

委員長

再開いたします。(10時50分)

いろいろご意見、質疑が出ていますが、一定各委員さんのご意見などをお聞きしたところですが、さらに何かございますか。

西谷委員

先ほどごみ処理場について地域から撤去してほしいという中で、町としては地元を配慮して云々という町長の答弁がありました。ただ私自身が実際に請願署名をする中で、少なくとも高安睦や高安西団地についても署名をいただいている。高安睦については、当初ごみ袋のことについてどこへ言って行っていいか分からなかったが、よくこういうことをしてくれたという奥さんがおられて、これやったら私らのところ皆同じように賛成しますから、是非とも署名したいと。ついでには自治会長の所へ行ってもらって回覧してもらってはどうかと、高安睦の自治会の方が言われて、それで署名してもらって、その後行ったら先ほど言ったように現職の議員さんが来られてこれは公選法違反になるから、自治会長さんがこんな言われたのでできませんという経緯があったのです。だから私は町が言うように確かにごみを有料化するのは賛成だし、ごみの受益者負担に基づいて私がすることについても賛成いたしましたし、ステーションについても同じように意見を言っています。ただ一旦言ったから、そしたらそれが足枷になって、それが全然動かさせないという発想はおかしいのではないかと

と、やっぱり住民がそのように望んでくるのであれば、住民と十分に行政が話をし、その中で施策というのは変えていくべきではないかと思う。何年前に西谷議員は賛成したやないかと、確かに賛成しました。でもその中で実際にやっていく中で、住民の声が高くなってきて、やっぱりおかしいという形でこういうふうに変えてほしいということがあったら、私は行政は柔軟に変えるべきだし、まして地方自治ということの中では行政として当然のスタンスやないのかなと思う。

それと、町はごみ有料化し、地球環境にやさしいということで、地元にもダイオキシンについても相当の配慮をしていると、それは住民の意見としてはよく解りますし、担当の方も地元自治会に対してそれだけの配慮をされているそういうご苦労についても十分解ります。ただ例えば実際にそういう形でごみを減量化する。あるいはリサイクルできるものはリサイクルできるという形になるのだったら、なぜトレーみたいな物が今までリサイクルされてなかったのか、ビニールごみと一緒に埋められていたのか。私は町の言っていることが一貫してないやないかと、1億も処理費用を使うのであれば、町はビニールごみあるいはこういうごみを出すことによって町は1億も費用はかかっています。これを皆さん方が言われるように広報等で減らしてもらうことによって、1億がもっと安くなります。そういうことが逆に私は広報にピーアールすべきやないのかと思う。確かに45円は決して高いとは思わないという部分もありましたが、実際に住民自身が出しておられる、あるいはビニールごみを出しておられる住民の方々がこのビニールを出すことによって最終的に斑鳩町は1億円も処理費用を払っているということは、私が回った限りではほとんどそういうことを皆さん知っておられませんでした。そういうことがごみを減量化し、町のごみ処理費用のコストを削減することになるのではないかと、そのように思います。だから町がごみ処理費用がいろいろかかるということと言われて、その中で当然その部分を受益者負担の中でしてもらわなければならないとおっしゃっていますが、もっと町として努力してごみ処理費用を削減できる、私はそういう要素があると思う

し、そういうピーアールをもっとやって行くべきなのではないかなという気がするのです。

今回、トレーについて予算書を見る限り今年度からリサイクルに乗せると言われたのですが、念のためにトレーが今までリサイクルに回していなかったという理由を説明していただけますか。

環境対策
課長

トレー関係につきましては、平成4年から県の推奨事業ということで、斑鳩町は住友化学へ搬出しておりました、プラスチックや文房具のリサイクル商品になっていたということでございます。これは平成12年に容器包装リサイクル法ができたことによりまして、住友化学では受け取ってもらえないという実情が出てまいりました。その為ビニールごみ処理とせざるを得ないという状態でございます、若干期間がありますが、15年度よりトレー機を購入することによりまして、熔融処理しブロックにして民間業者へ運搬処理委託というように考えています。委託先では緩衝剤や玩具、ハンガー等に再生されると聞いております。

西谷委員

今までは住友にしていたけれど、容器リサイクル法ができてそれができなくなったと聞きましたが、容器リサイクル法というのは住民にそういう資源ごみについて分別してもらうというのが住民の役目で、それを保管するのが行政の役目である。そしてそれを再資源化するのは業者の役目であるということで、リサイクル法が決まっている中では、少なくともリサイクル法ができてから、今度逆に行政が業者に対してリサイクルにせよということで、行政は当然処理できる先というのは法律によって確定したのではないかと思うのですが、どうも私の認識とずれると思うのです。

環境対策
課長

現時的にリサイクル協会を通さないと全て処理ができないということになったということでございます。

西谷委員 だからリサイクル協会へ通したらできるということなんでしょう。それを行政がしなかったということなんでしょ、違うのですか。

環境対策課長 この件につきましては、5年間の見直しがある中で、3年間できなかったということでございます。

西谷委員 なんでできなかったというのをお尋ねしたい。リサイクルが法律によって義務づけられたのでしょ。それを義務づけられた中で消費者の方は分別、そして行政はそれを保管、業者はそれをリサイクルするという法律ができて、リサイクルのルートができたにもかかわらずビニールごみで処理をされたのかと聞いている。

環境対策課長 先ほども申していますように、住友化学とは平成4年から直でやっていたと、その中で容器包装リサイクル法ができてリサイクル協会を通さなければならなくなったというところから、町とのリサイクル協会を通す中で金額面で折り合いがつかなかったという経緯もございます。そういうところから3年間の猶予の中で、15年度から実施していくということでございます。

西谷委員 それだったらリサイクルやっている中で先日の部長の答弁の中では、方やそのペットボトルというのは最終処分費は町は1%しか負担しない。後の99%は業者が負担するという答弁を聞いているのですが、そうしたらトレーは行政が全てその処理費用を負担しなければリサイクルできないということですか。矛盾するような気がします。

環境対策課長 ペットボトルにつきましては99%が事業所で1%が町ということになっていますが、トレーにつきましては市町村負担率が9%ということになります。

委員長 今ご答弁いただいている中で、西谷委員が疑問に思われていること

について聞いていただくのはいいのですが、この請願の願意を見させていただく中で、指定ごみ袋の価格見直し、品質の改善ということで請願が出ているということ。それとビニールごみの処理については15年度から町が努力すると、そしてこれまで議員皆さんからもご心配していただいている南都興産についても、25年から20年くらいで一杯になるのではないかと、本当に地球環境を考えたらこの処理でいいのかという、こういう問題提起は議会の方からも行政側に対してされているところでもあります。担当の方もそのことについて研究するということですので、過去の状況を振り返って今この請願の審査をする中でこの所にこだわって聞くことについてどうかなと私自身感じている所なんです、1つだけ西谷委員にお聞きしたいのですが、今ビニールごみについておっしゃられたのですが、ごみ袋の均一化ということでここに書かれているのですが、可燃、不燃、ペットボトル、・ビン・缶と今町は4種類の袋を作っていますが、ビニールごみについても専用の袋を作って、5種類を同じ値段で均一化してやって行くと、そういうお考えなのか私疑問に思ったのですが。

西谷委員 基本的にビニールごみはこれくらいかかっているという分について、住民にちゃんと知らせる。できるだけビニールというのは、ジャスコでも万代にしる、トレーなんかは回収できるわけでしょう。だから町は自分で買ったごみはそのスーパーへ返してくださいよと、そういうことをピーアールすることによってそういうのは減ってくるし、逆に言ったら1億というような処理費用がもっと削減できるやないかと、だからそういうピーアールを私はすべきやと。均一化というのは、今町の指定ごみ袋は4種類しかないわけですから、そういう中での話です。

喜多委員 請願者の代表が興留に出ていますが、西谷さんの話を聞いていたら、西谷さんも署名活動をされているのですね。

西谷委員 議員活動としてやっています。

喜多委員 今話をずっと聞いていると、住民の声というようにおっしゃっておりますが、私は住民の声は自然発生的にしてきて、で紹介議員は誰にしようかというのなら理解いたします。でも最初から自分も署名に加わって議員活動の一環である。これは私否定はしませんが、ただこういったケースは請願をもって来られる中では珍しいと思っています。はっきり言ってはじめてみました。ですから住民の声を尊重するのは当然ですが、西谷議員を取り巻く住民の声であって、全体の住民の声とは私は捉えません。

西谷委員 町内を歩いて住民の声を聞いたのです。僕は2年間もごみ袋の問題でずっとやっている中で、自分がビラを撒いて歩く中で住民から出た声を議員として一般質問しているわけです。それでなかなか聞いてくれないという部分があるから、そしたらそれでビラを配るときに聞いたら、一番住民の皆さんの関心が高いのがごみ袋の問題だったから、ずっと質問してきたわけで、そうしたらたまたま住民の皆さんからそういう声を集めて請願しようかという話になったから、たまたま私が過去2年の間に3回もごみ袋の一般質問をしてたから、私の所にそういう話がきた。それで私も念のために県の選管へ尋ねて、実際に問題がありませんかと聞いたら、請願の紹介議員なりそういう活動をされるのは議員活動の一環ですから公選法には触れませんということで、私は確証を得たから紹介議員にならせてもらったのです。

喜多委員 紹介議員になるのに選管に聞くことないと思うのです。それだけです。

委員長 私自身はこの請願書の願意についてきちんと検討したいと思えます。最後に担当の方のお考えを聞かせていただきたいと思えます。資源袋についてなぜ無料で配っているのか。これについて条例を作ったときにご説明あったと思えますが、再度ペットボトル、缶・ビンの資

源ごみについてはなぜ無料でお配りしているのかということをお聞きしたいと思う。

環境対策課長　まず廃棄物等の減量審議会答申をいただく中で、資源物を有料で回収することで、ごみ排出者の分別に対する意識が希薄化することが考えられると、「分ければ資源、混ぜればごみ」という排出原理を定着させる必要から資源物につきましては有料化対象から除外したという経緯がございます。今後もごみ排出者への意識啓発を進めながら、発生抑制に努めなければならないと考えております。

委員長　今説明を受けました件ですが、廃棄物処理の関係の委員会でもその委員会の中で、その担当の方で示された考え方については、そこにご参加いただいた全委員の方のご理解をいただいてそういう決定したというふうに考えてよろしいですね。

環境対策課長　そのとおりです。

委員長　この請願につきまして、願意のところが2点ございます。ごみ袋の価格の見直しというのも袋の価格の均一化ということが謳われております。それとごみ袋の品質の改善ということで請願が出されてきておりますが、これまでの質疑、意見などを考えていただきまして、この請願書の取り扱いの方をしていきたいと思っております。

とりまとめをしたいので暫時休憩します。（午前11時10分）

委員長　再開します。（午前11時12分）

これより討論に入ります。まず本請願書を採択することに反対の方の意見を求めます。

木田委員　町指定ごみ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書の採択にあ

たりまして、反対の立場で意見を申し上げます。

当町のごみ処理有料化につきましては、平成10年6月議会に町長より構想が打ち出されましてから、議会においても活発に議論をしてきたところであります。現在実施しているごみ有料化は、あくまで減量化及び資源化を促進させ、ダイオキシンの発生を最小限に止めることを目的とされ指定ごみ袋の交付をもってごみ処理手数料を徴収する手法はすべての人に公平に適用される手法であるとともに、ごみ処理手数料の徴収額につきましても高額に設定すると、住民の負担が過度になるため、住民の負担が過度にならない価格に設定され、最大の効果をもたらすように十分に検討をし、議会としてもやむを得ないものであると判断をした経緯があります。

また、請願書では、すべての町指費ごみ袋を有料化し、求めやすいような価格に均等化するように求められていますが、町は初めから資源物については、処理手数料を徴収せず、「分ければ資源、混ぜればごみ」の排出原理の実践を徹底していくための指定袋制での回収や、公共施設等での拠点改修などの事業を実施されております。

さらに指定可燃ごみ袋の品質について議会での一般質問や当委員会での質問に対し、平成15年度理改善するべくモニター調査等も実施されておりました、既に2月19日開催の当委員会にも試作品が提示されており、住民の要望に応えられるものと確信しております。

ごみ処理有料化は様々な場で議論、検討されたもので、その結果についてはごみ処理有料化導入後のゴミ排出量を見てもわかるとおりで住民のごみ問題に対する意識は確実に向上しておると思えます。しかし、今ごみ処理手数料額を引き下げたり、処理手数料額の均衡化を図ることによりまして、コスト意識の希薄化、また「分ければ資源、混ぜればごみ」という排出原理の実践が崩れる心配もあります。

以上申し上げた事柄によりまして、私としては現行のごみ処理手数料額を徴収し、住民意識を高めながら、町は住民の負担額をより低減できるような事業を充実させる方が、ごみ減量化・再資源化になるものと思えます。行政の一層の努力を期待し、本請願については願意に

妥当性を欠き、ごみ袋品質改善についても願意を達成されているので、本請願の採択については賛同得られないということでもあります。

委員長

次に、本請願書を採択することに賛成の方の意見を求めます。

西谷委員

私は請願の趣旨に賛成する立場から申し上げたいと思います。これまでの一般質問の中ではごみの減量化、あるいは再資源化という方向は、私は町が達成するために立てられた目標については賛成しますが、ところが実際には伺っていると、ごみ処理業者にしても随契である。あるいはごみ袋についても随契でやられているということの中で、私は住民に受益者負担という形で求められるのは時代の趨勢で致し方ないと思いますが、それが最低限にされるように行政がもっと努力をしていただきたい。ごみ分別の実際の作業をやっているのはまさしく斑鳩町の住民だからです。この請願の中にもありますように、実際に住民は分別あるいは再資源化ということで、他の町村に比べて非常に手間なごみの出し方をしています。そういう分について最初2年半ほど面倒くさいという形で行われていましたが、それもだんだん定着してきてごみの分別収集というのはある程度住民の中には定着してきたような感もあります。その中で住民が求められるのは、我々がこれだけ苦勞して分別しているのだから、町も最後まで責任を持って地球環境にやさしいごみ処理をしてほしい。あるいはちゃんとリサイクルできる物はできるだけリサイクルしてほしい。そして我々の住民の声を行政に反映してほしいというのが請願書の趣旨でありますので、私はもう少し行政が住民の視点に立った行政をやっていただきたいという意味も含めまして、この請願について賛成していきたいと思います。

委員長

以上で討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本請願書を採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 1 名)

委員長

挙手少数であります。

よって請願第 1 号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書については不採択すべきものと決しました。

以上で請願第 1 号の審査を終了いたします。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

総合福祉会館建設工事の地元小吉田自治会長さんのご協力について、ご相談申し上げるべく日程調整をさせていただいております。3月17日に小吉田自治会長さんにご相談させていただく予定をしております。

また、総合福祉会館建設につきましての協力依頼と事前の概要説明をさせていただくことで了解をいただけるよう作業を進めさせていただいております。また地元の農家組合長さんなり水利組合長さんにも事前に説明していただきながら、地権者の方にも土地の協力依頼、並びに事業計画の概要説明会をも今後行っていきたいと考えています。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

続いて、各課報告事項といたしまして、(1)議案第12号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

環境対策課長	(環境対策課にかかる補正予算の説明)
福祉課長	(福祉課にかかる補正予算の説明)
委員長	説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。 (質疑なし)
委員長	これをもって質疑を終結いたします。 議案第12号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するという点でよろしいですか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認め、本件については、当委員会としてこれを了承することにいたします。 次に、(2)健康いかるが21についての報告を求めます。
健康推進課長	(資料2により説明)
委員長	報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。
委員長	私の方から1つお聞きしたいのですが、これ一応概要版ということで出していただけのですね。最近では心臓病関係も多いのですが、概要版でない全般的な計画の中では心臓病の方の位置づけなんかもちろしくやっただけしているのかということと、ここにたばこの所

でたばこの影響でということ歯周病の発生も書かれているのですが、なぜ影響があるのかわかりませんので、教えていただけたらと思います。そして女性の場合、骨粗鬆症の問題がある程度の年齢40、50の所で意識を持ってもらわないといけませんので、そういうことについても力を入れていただきたいです。

健康推進
課長

まず心臓病、心疾患につきましては、3ページの医療費の表の中で高血圧性疾患、脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患、これらは全て高血圧や脳卒中を防ぐことによって循環器系も防げるであろうということ、個々には記載されておきませんが、病気を防止することで脳卒中と高血圧を表現させていただいておりますが、全てそういったものに関連していく元になるのは、こういう病気でございますのでご理解賜りたいと思います。

たばこの歯周病の件でございますが、これは健康づくり推進協議会の中で奈良市歯科医院の先生からお聞きいたしまして、たばこは歯周病にも影響しますとおっしゃっていただきました。なぜかということはありません。

骨粗鬆症の関係でございますが、これは栄養のバランス、また運動不足も1つの原因であります。そういうことで検診もセンターの方でさせていただいております。また日常の生活習慣を見直していただいて、良好な食生活、適度な運動をしていただくということで予防できるのではないかと考えております。また保健センターの方にもいろいろご相談いただきたいと思います。

委員長

健康は非常に大事ですので計画の方よろしくお願ひします。それとできましたら担当の方でたばこの歯周病の関係も担当として理解しておいてほしいと思います。

健康推進
課長

1つは歯にニコチンがつくということから歯周病への影響があると、それだけは解るわけですが、他にどういった原因があるのかとい

うことをございます。そしてたばこは血管を細くすることから心臓病への病気にもなつてまいります。

西谷委員　ここに出ている表というのは全国的に見て斑鳩町は多いのか少ないのか把握できないのですが、どうなんでしょうか。この表では解りにくいのですが。

健康推進課長　この計画につきましては、「健康にほん21」の国の計画を受けまして、件では「健康なら21」、町ではこれを作成したわけですが、この概要版にはスペース的に掲載できないということがございます。こういう分野の中で斑鳩町の現状を現せていただいておりますので、県の状況はこの中ではスペース的に無理かなと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長　次に、(3) ごみステーション化についての報告を求めます。

環境対策課長　前回委員会後のごみステーション化についてという事でご報告、また現在の状況を説明いたします。1月18日に自治会連合会新年互礼会におきまして、自治会の加入とステーション化をお願いいたしましたから現在まで43件の相談がございました。相談の内容につきましては、可燃ごみの置き場の数、またカラスや猫対策の方法、ごみステーションの整備についてであり、それぞれの相談につきましては十分ご説明させていただき、一定のご理解をいただいております。また、各自治会におきましてご相談され、可燃ごみの置き場が決定しました自治会は現在まで29自治会あります。そういったところでご報告をいただいております。中には自治会役員や会員の皆様の理解を得るため、自治会での説明会の依頼もございまして、現在までに4自治会に説明に行かせていただいております。3月末までには後3自治会の説明会を予定しております。説明会では住民の皆様には生活に直結いたしましたごみの排出のことでもあり、皆さん真剣に考えておられ、先

にも述べましたように、相談内容のようなごみの置き場数やカラス猫対策、高齢者世帯や障害者への配慮などなど意見をいただいているところでございます。今後町といたしましても、住民の皆様と話し合うことで、ご協力を願える範囲で可燃ごみ置き場をまとめていただくよう、ご理解とご協力をお願いしておりまして、ステーション化を進めてまいりたいと考えております。以上が本日までの経過でございます。

委員長 報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木田委員 今進めてもらってますけどね、これについて今年度でできる所はやってくれはるのか、それともこれは新年度からになるのか、その辺についてどうなってますの。予算的な事も聞かせていただきたいと思えます。

環境対策課長 私どもの方では一律4月1日からお願いしていただきたいとこのように考えております。また、ごみステーションの設置につきましてはまだ14年度残事業でございますので、その中で行える範囲内でやってまいりたいと思えます。

議長 今の答弁の中で、ちょっと小耳に挟んだと言ったらおかしいですが、ある自治会がね、既に回覧を回された時点で集積場所を決めて集めておいたけれども、自治会長の方から連絡が遅れてたので回収していなかった所があったみたいで、その事について自治会から説明したら、返事が今年度から違うというような意見で今回だけ取りますよ、というような事で自治会の中でトラブルがあったように聞いています。自治会の方が役場の担当課の方へ行ったという事も聞いてますけれど、その後何も言っておられないから話がうまくできてると思うんですが、それらのことは今課長の答弁では、できるだけその自治会はステップ乗車を禁止することによって、負担をかけたとか、またある人はあんな危険な事で作業をしてもらっていたのかなと、一日でも早くと

というような気持ちでしておられるみたいなのですが、4月1日まではそういう事は受けられないのかどうか、再度ちょっとお聞きしたいなと思います。その時のその自治会からの要望、説明できる範囲でお願いいたします。

環境対策課長 今の関係でございますが、あくまでもごみステーション化という事で可燃ごみについてのお話で地元でまとめていただいておりますところで、4月1日からという事をお願いしていたと。ところが早くまとまったんで、できるだけ早くしてほしいと言われた所もございます。その中で可燃ごみのみのお話が現実的に資源物ごみがございます。その資源物ごみも同じような扱いという考え方をとられた自治会がございまして、可燃ごみの所へ出して行かれたという経緯もございました。そうした行き違い等もございます中で自治会長さんにもご説明申し上げ、また職員にあっては、若干の期間の間につきましては間違い等も起こり得ることも考えられますので、その辺配慮するように申し述べておるような現状でございます。

議 長 可燃ごみを集積場所を決めて、そこへ既に実施されたと聞いてます。それは場所が違うということで収集しなかった、それで残っているのも再度自治会からこちらへ集めに来てくださいと、集めに来てもらったけれども、これは4月1日からですから、というような返事だったから、なんでだろうという事で相談来られたと思います。可燃ごみと不燃ごみ云々という問題ではなかったと私は聞いてるんやけども、そしたらその自治会はもう、4月1日までは今まで通りの戸別収集に戻ったわけですか。

環境対策課長 現実的に今申しましたように、可燃ごみについても4月までにやっていただきたいと申し出がある所につきましては確定した所、申し出あったところにつきましてはそういった状態で回収に回っておるのも現状でございます。

議 長 その自治会はステーション化というんですか、その形で現時点では収集しておられるんですか、その事だけ確認しておきます。

環境対策
課長 今おっしゃってる通りでございます。

委員長 他にございませんか。

西谷委員 今自治会の中で29ですか、現在4自治会に説明し、今後は3自治会という事の中では4月1日に全自治会がステーション化というのは無理だと思うんですが、その中で具体的に町としてはそしたら、今後4月1日までにできなかった自治会について具体的にどんな対応をされるのかという事を再度確認しておきたい。

環境対策
課長 現実的に今年度変わりということで、村の自治会の総会等、早く終わられている所につきましては、そういった形で結果が出ている所もありますし、まだそういった総集会等開かれてない所が大半あるかと思えます。そこで決定していただくようお願いはしておりますが、なおかつ4月1日からと申しておりますけれども決まっていけない所につきましては、町と地元とタイアップしながら協議を進めて参りますと同時に環境問題学習会等もまだまだございますので、そういった中での説明も中に入れた状態で開いていきたいとこのように考えております。

委員長 次に、（4）支援費制度についての報告を求めます。

福祉課長 （ 資料3により説明 ）

委員長 報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

議長 3ページの居宅介護での、移動介護中心という所で身体介護を伴うと身体介護を伴わないのが設定されてますよね、素人に分かるように具体的に移動介護の中でどういう時が身体介護を伴って、どういうところが伴わないかちょっと教えてください。

植村福祉課長補佐 実はこの移動介護の解釈につきましては、現在まだはっきりと示されている状況ではありません。私どもも県の障害福祉課の方に尋ねていますが、その度に回答がちょっと変わってきているという状況でございます。ただ、移動介護というのは外出に伴っていくという事でございます、例えば車で移動する際にも横に付き添って移動中にその身体介護、例えば体を支えてあげなければならないとか言うような事がここでいう、身体介護を伴うという風に大きくいうと解釈できるわけでございます。ただ、どういう場合を想定してという細かい状況については現在もまだはっきりと私どもにも示していただけていないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 私も少し聞きたいんですけどね、これ上限設定—障害者の居宅サービスなんですが、上限設定があると、斑鳩町では現在その影響が出てくる方があるのかどうかというところについて、ちょっと担当の方の判断を聞いておきたいと思えます。

それともう一つはやむを得ない場合—支援費ではなくやむを得ない場合、措置する場合の基準額ですね、これは前にも言っていたんですが、その後何か進展があったのかどうかという事も聞いておきたいと思えます。

植村福祉課長補佐 上限設定ですけれども、施設の本人の上限設定となりますと、上限設定にかかる方出てくると考えております。通常障害基礎年金をもらっておられる方であっても、施設の本人の場合には、その年金収入が

そのまま算定の対象となつてまいりますので、入所後3年未満の方でありますと32,000円を当然越えてまいりますので、上限がかかって、32,000円以上払わなくてもいいというような方が出るものと思っております。

それから、居宅サービスの方ですけれども、実はホームヘルプサービス、それからデイサービス、短期入所とその3つのサービスにつきましては、これまで現行の措置とは全く計算方法が異なっております。ですから単純に比較することはできないと思っております。例えばホームヘルプサービスであれば、現在措置で行っている方7名おりますけれども、新しい制度で利用者負担があがるという方は現在おられません。それからデイサービスにつきましては、日常生活の範囲がどのように設定されるかによって変わりますけれども基本的には負担が増えるものと考えております。それからショートステイにつきましては逆に低所得者の方の場合には負担が下がるものと考えております。ただ、所得税非課税の方、8ページの表のC1、C2の方でございますけれども、この辺りの方が一般的に低所得者の方ですね、利用者負担をお願いしなければならない部分でありますけれども、上限書かせていただいておりますように1,100円-C1の方では所得税はかからないけれども、住民税の日当割りがかかるという方、これが月額1,100円。それからC2の方が所得税はかからないけれども、住民税の所得割りがかかる方、これが月額1,600円という風に押しえられております。ですからそれ以上については、納めていただく必要はありませんので、住民税、所得税非課税の方であっても、月額1,100円あるいは1,600円を納めていただくだけで、居宅の障害者のサービスを受けていただけるという風な事で、過剰な負担にはならないものというふうに考えているところでございます。

措置の状況については、前回の委員会または一般質問で回答させていただいた以後何の進展もございません。

委員長

以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け了承をし

たということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

木田委員 住民票コード通知についてという事で、平成14年11月19日の委員会でね、配達が10034世帯、受取数が5376、不在585、不明54、拒否19それと変更申請が30件あったというような報告を受けておりますけれども、今現在全部それが行き渡ったのかどうかという事と、それとある町において、住民票のマイクロフィルムというのか、何かを民間業者に委託して作ってもらっていたのが、紛失したというような事が報道されておりましたんですけれども、それらについて町の管理は十分になされておるんかどうか、それについて聞かせていただきたいと思います。

住民課長 現在の住民票コードの通知の現在の状況でございますが、以前報告させていただいた件数が若干変わっています。今現在未配達分は309件、この分は随時皆さんには不在ですよとかいう文書をお送りしておりますので、その都度行ったときに渡しているような状況でございます。ですから309件ということでございます。それから以前新聞紙上でも住民票の分が盗難にあったということで問題になっておりますけれども、斑鳩町では住民基本台帳ネットワークが持ち出しをしておりますので、日本電算の方へ委託はしておりますけれども、住民基本台帳ネットワークに関しましては持ち出しをしておりますので、盗難に遭うことはございません。

木田委員 その紛失したとか盗難にあったというのはね、その業者の中で紛失したり何かなったように聞いておりますねけれども、なければそれで結構なんですけれども、そういう心配はないと受け取ったらよろしいんですね？

住民課長 斑鳩町ではそういう心配はございません。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議ないとき)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 (あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。(午後0時12分)